

チェックシート①：対象要件及び事前調査申請手続き

		チェック
1	除却する空き家は一戸建ての住宅、長屋住宅又は共同住宅ですか。 ※店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、住宅に該当する部分の床面積が延床面積の2分の1以上であるものに限る。	
2	除却する空き家は昭和56年5月31日以前に建築された空き家ですか。 ※旧耐震基準により建設された建物の除却が対象となります。	
3	空き家の建つ敷地は、「無接道の敷地」又は「二項道路に接する敷地」ですか。 ※ <u>無接道の敷地</u> の場合、新たに建物を建築することが出来ません。 ※ <u>二項道路</u> とは建築基準法施行日時点に現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道のうち、那覇市が一括指定した道路です。 詳しくは那覇市建築指導課のHP(那覇市道路種別マップについて)をご確認ください。	
4	除却する空き家は <u>特定空家等</u> 又は <u>不良住宅</u> に該当する空き家ですか。 ※「 <u>特定空家等</u> 」とは、市が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき認定したものとなります。 ※「 <u>不良住宅</u> 」とは、住宅地区改良法第2条第4号に「主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分で、その構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの」と定義されているものとなります。 「 <u>不良住宅</u> 」に該当するかは、事前相談として窓口にお越し頂くか、お電話にて建物状況等について聴き取りを行います。 聴き取りにより「 <u>不良住宅</u> 」に該当する可能性が高いと判断した場合は、手続きの流れに沿って「事前調査の申請」に進むようご案内いたします。	
5	申請者は空き家の所有者、相続人又は所有者又は相続人より同意を受けた者ですか。 ※所有者又は相続人が複数いる場合は、その全員から同意を得る必要があります。	

※上記すべてにチェックが入りましたら、下記の手続へ進んでください。



チェック

7	事前調査の申請 ① 事前調査申請書(第1号様式) ※まちなみ整備課窓口にて受付となります。 <input type="checkbox"/>
	【添付資料】 <input type="checkbox"/> ② 空家等の位置図(付近見取図)
	<input type="checkbox"/> ③ 空家等の配置図(明示すべきもの⇒隣地境界からの距離、境界塀等、立ち木)
	<input type="checkbox"/> ④ 現場の写真(複数の方向から撮影されたものとし、一方向は正面玄関を含む)
	<input type="checkbox"/> ⑤ 土地及び建物の登記事項証明書(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)
	<input type="checkbox"/> ⑥ 建物が未登記の場合は市民税課にて「資産証明書」を取得し添付
	<input type="checkbox"/> ⑦ 所有者又は相続人が複数いる場合は、その全員からの同意書
	<input type="checkbox"/> ⑧ 相続人又は相続人全員から同意を受けた者が申請するときは、相続に関する書類一式(相続関係図、遺産分割協議書、相続関係を証するための <u>全て</u> の戸籍謄本の写し、法定相続情報一覧図の写し等)
	<input type="checkbox"/> ⑨ その他市長が必要と認める書類

※書類に不足や不備がある場合、受理致しません。



8	現場調査(不良住宅の判定)日程の調整 ※まちなみ整備課担当職員と日程について調整してください。
	立会日: 令和 年 月 日 (午前・午後) 時 分 ※平日の午前9時から午後4時までの間で1~2時間程度の調査で立会をお願いします。



不良住宅非該当



→ 補助対象外

不良住宅に該当



「チェックシート②：交付申請以降の手続き」に続く